

骨リウマチ疾患探索研究所管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人白浜医療福祉財団が開設する骨リウマチ疾患探索研究所(以下「研究所」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市販後薬を対象とした臨床研究並びにコホート研究を実施し、南紀から世界に向けて情報の発信を行い、患者並びに医療従事者に対してリウマチ疾患に対する知識・医療の啓蒙活動を行うことを目的とする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

骨リウマチ疾患探索研究所

(英語名 Search Institute for Bone and Arthritis Disease)

(2) 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地

(研究内容)

第4条 研究所においては、次の研究をつかさどる。

(1) 骨リウマチ疾患に関する臨床研究

(2) その他骨リウマチ疾患に関する臨床研究

(所長)

第5条 研究所に管理者として、所長を置く。

2 所長は、理事長の命を受け、研究所に属する事務または業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 所長の専決事項は、白浜はまゆう病院事務決裁規程第6条に規定する病院長専決事項を準用する。

(職員)

第6条 研究所の業務を分掌させるため、次の職名の職員をおくことができる。

医師 事務員

2 第1項以外の職名は、所長が定める。

3 職員の給与に関することは、公益財団法人白浜医療福祉財団給与規則及び公益財団法人白浜医療福祉財団退職金支給規則を適用する。

4 職員の就業に関することは、公益財団法人白浜医療福祉財団就業規則

を適用する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(補足)

第8条 この規則の改廃は、理事会・評議員会の決議による。

附 則

この規則は、2013年4月1日より施行する。